

指定避難所運営マニュアル

令和元年 8 月

余 市 町

目 次

第1章 はじめに

- 1 本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指定避難所の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 指定避難所運営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 平常時における取り組み

- 1 体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 指定避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指定避難所の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 物資・器材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 災害時における取り組み

- 1 初動期（災害発生直後～24時間程度）・・・・・・・・ 4
- 2 展開期（24時間～3週間程度）・・・・・・・・・・ 8
- 3 再構成期（3週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）・・・・ 10

【様式集】

- ・第1号様式 指定避難所の被害等チェックシート
- ・第2号様式 避難者名簿
- ・第3号様式 在宅避難者名簿
- ・第4号様式 避難者台帳
- ・第5号様式 在宅避難者台帳
- ・第6号様式 指定避難所ペット登録台帳
- ・第7号様式 指定避難所状況報告書
- ・第8号様式 指定避難所物資依頼票
- ・第9号様式 指定避難所物資管理台帳
- ・第10号様式 指定避難所における共通ルール

第1章 はじめに

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、大規模災害発生時に（以下「災害時」という。）に、余市町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）からの支援を受けることができない場合を想定し、避難者が中心となって指定避難所を円滑に開設・運営ができるよう、平常時から必要となる取り組みや災害時に実施すべき取り組みについて、必要な事項を定めるものです。

2 指定避難所の定義

指定避難所とは、災害時に地域の住民を避難させ安全を確保するとともに、災害により住居を失った住民等の生活の場を確保するための施設です。

また、帰宅困難者なども一時的に受け入れる施設でもあり避難者の必要最低限の生活を支援する施設として、主に公共施設を指定しています。

3 指定避難所運営の基本方針

- （1）災害時に円滑に指定避難所を開設することにより、避難者の生命・身体の安全確保と安全に過ごせる生活場所の提供を行います。
- （2）家屋の被害や電気、水道等のライフラインの途絶により生活が困難になったときには、在宅被災者も含めた地域住民への生活支援を行います。
- （3）避難者への生活支援は公平性の確保に最大限配慮して行いますが、要配慮者への個別の配慮や、男女のニーズの違いなどに配慮した運営を行います。
- （4）指定避難所では、以下の生活支援を行います。
 - ①生活（就寝等）場所の提供
 - ②食料、水、生活用品等の物資の提供
 - ③トイレなどの衛生環境の提供
 - ④ 被害・安否情報、生活再建情報等の提供
- （5）指定避難所では、避難者が自主的に運営できるように、避難者の代表者や町職員、施設管理者等で構成する指定避難所運営委員会を設置し、運営に関する事項を協議、決定します。

第2章 平常時における取り組み

1 体制の整備

指定避難所の運営は、指定避難所生活を送る避難者が主体となっていくことが望ましく、あらかじめ指定避難所担当職員を指名するなど、町はその運営をバックアップする体制の整備に努めます。

2 指定避難所の指定

現在、指定されている指定避難所は以下のとおりです。

【指定避難所一覧表】

地区	指定避難所	住 所	地区	指定避難所	住 所
栄	旧栄小学校	栄町 645 番地	朝日	東中学校	朝日町 71 番地
	栄町農業構造改善センター	栄町 601 番地 3		総合体育館	入舟町 420 番地
	東大浜中福祉の家	栄町 399 番地 104		福祉センター入舟分館	入舟町 400 番地
大川	大川小学校	大川町 10 丁目 1 番地		中央保育所	美園町 43 番地 36
	旭中学校	大川町 16 丁目 1 番地		山田町農業構造改善センター	山田町 326 番地
	大川保育所	大川町 12 丁目 3 番地 2		農村活性化センター	山田町 577 番地
	大浜中老人寿の家	大川町 19 丁目 23 番地		美園会館	美園町 319 番地 19
	中央公民館	大川町 4 丁目 143 番地	沢	沢町小学校	沢町 4 丁目 22 番地
黒川	黒川小学校	黒川町 9 丁目 147 番地		西中学校	梅川町 339 番地
	老人福祉センター	黒川町 9 丁目 61 番地 4		福祉センター	富沢町 5 丁目 13 番地
	黒川 17 区生活館	黒川町 1224 番地		沢町児童館	富沢町 3 丁目 46 番地
	黒川会館	黒川町 12 丁目 66 番地 1		梅川町農業構造改善センター	梅川町 1085 番地 5
	黒川八幡生活館	黒川町 572 番地 3		円山公園ふれあい交流施設	富沢町 2 丁目 32 番地 1
	北星学園余市高等学校	黒川町 19 丁目 2 番地 1		余市紅志高等学校	沢町 6 丁目 1 番地
	農協会館	黒川町 5 丁目 22 番地	豊丘	豊丘老人寿の家	豊丘町 644 番地 2
	経済センター	黒川町 3 丁目 114 番地	白岩	白岩会館	白岩町 179 番地
登	登小学校	登町 1015 番地	豊浜	豊浜生活改善センター	豊浜町 209 番地 1
	登老人寿の家	登町 1012 番地 12			
	下水道管理センター	登町 136 番地			

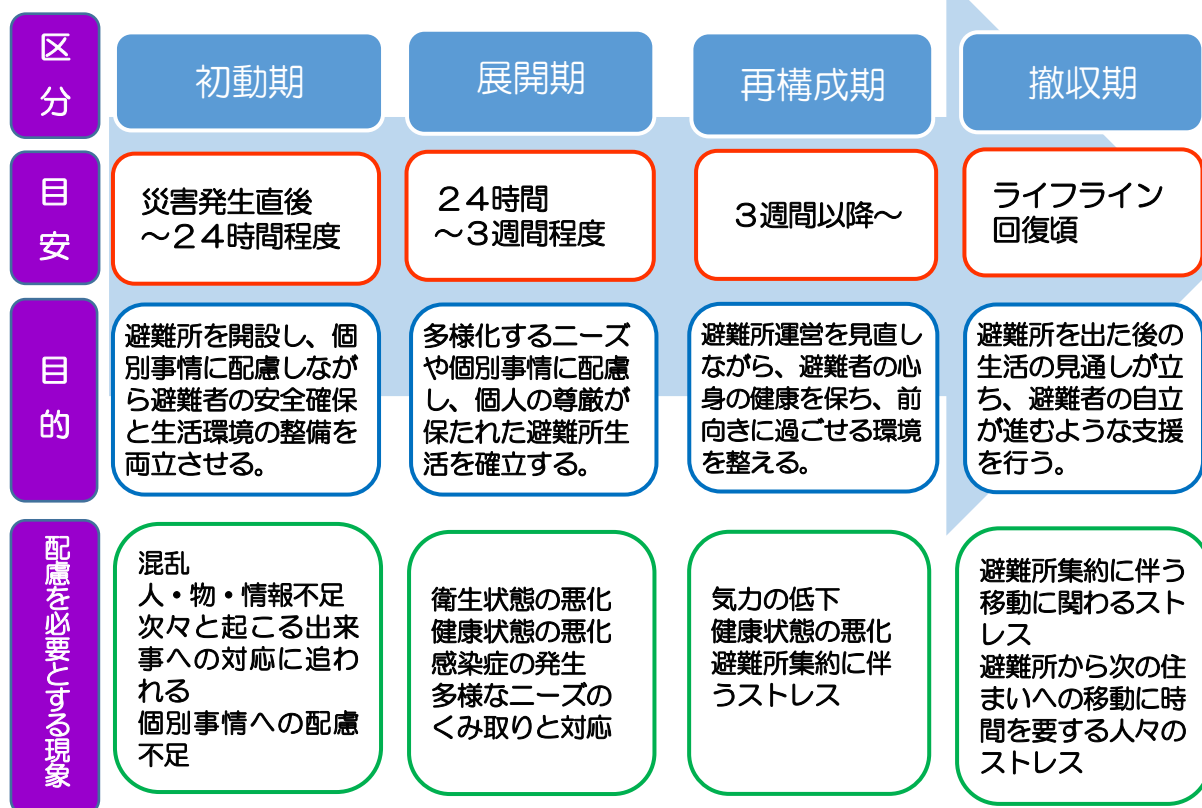
3 指定避難所の周知

町は、ホームページや広報誌などを通して、指定避難所の情報を広く町民に周知します。

4 物資・器材の確保

町は、施設管理者と連携し指定避難所において必要な物資・器材の一定程度の備蓄に努めます。

第3章 災害時における取り組み



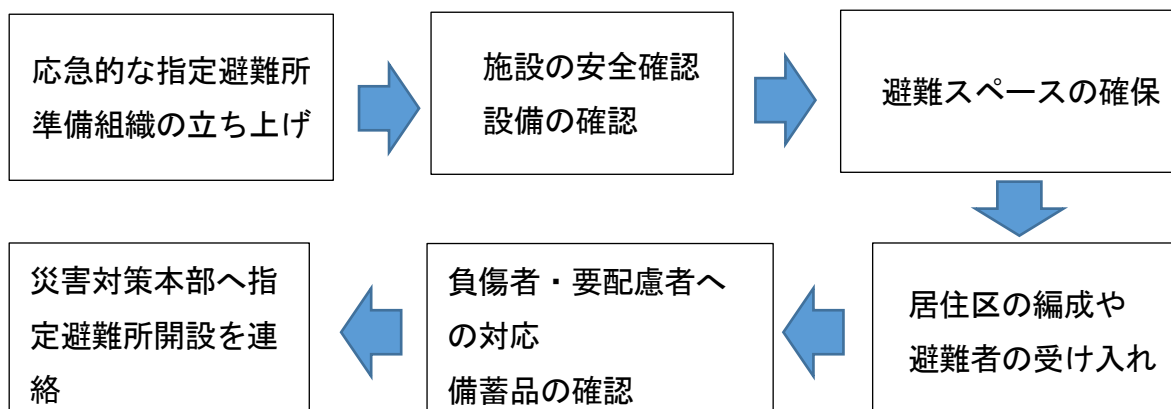
図： 避難所生活の時間軸（定池祐季（東京大学大学院特任助教））

① 初動期（災害発生直後～24時間程度）

（1）指定避難所開設の判断基準

指定避難所開設の要否は原則として町が判断し、指定避難所の開設は指定避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行います。

（2）初動期での指定避難所業務の流れ



(3) 施設の解錠・開門

指定避難所施設の解錠・開門は指定避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

(4) 避難者の安全確保

指定避難所の開設準備を終えるまで、避難者にはグラウンド等の安全な場所での待機を呼び掛けます。

(5) 応急的な指定避難所準備組織の立ち上げ

施設の点検を速やかに実施し、円滑に指定避難所を開設するため、応急的な指定避難所準備組織を立ち上げます。避難者の中からリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して施設の安全確認、避難スペースの確保等を行います。

(6) 施設の安全確認と設備の確認

指定避難所の開設前に、「指定避難所の被害等チェックシート」（第1号様式）に基づき、以下の事項を確認します。

- ① 危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を立入禁止とすること。
- ② 建物に被害があった場合には、災害対策本部へ連絡し、その指示を受けること。
- ③ 指定避難所運営に必要な設備（電気・ガス・水道等のライフライン、電話・テレビ・ラジオ等の情報収集機能、トイレ等）の確認をすること。

(7) 避難スペースの確保

安全確認が済んだ部屋から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲が誰にでも分かるような言葉や表示方法を工夫して、明示します。

① 居住スペース

広いスペースが確保できる場所から居住スペースを決めていきます。

(例) 学校の場合 体育館 → 講堂・ホール → 教室

② 指定避難所運営に必要なスペース

指定避難所運営に必要なスペースは居住スペースとは別に用意します。

③ 立入禁止のスペース

学校の職員室、理科室、保健室、調理室などは、立ち入りを禁止します。

状況に応じて、以下のスペースを設ける必要があります。

④ 採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

⑤授乳室や更衣室

プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。

⑥患者室

風邪やインフルエンザ等の感染症の蔓延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。

⑦相談室

プライバシーが守られ、指定避難所内のことなどを運営者に相談する部屋を、できるだけ早く設置するようにします。

⑧静養室

パニックを起こした人を一時的に隔離したり、騒がしい場所の苦手な人が過ごす場所で、居住スペースから離れた場所に設置します。

⑨育児室

周囲を気にせず、子供を遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

⑩コミュニティースペース

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できるスペースです。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、居住スペースから離れた場所に設置します。

⑪トイレの設置

既存のトイレが使用できない場合は、簡易トイレを設置します。

⑫固定電話の設置

居住スペースに声が届かない場所に設置します。

⑬ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。

⑭支援物資の受入スペース

トラックなどの車両から荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。

⑮ ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとって設置します。

(8) 居住区の編成

世帯を基本単位に居住区を編成し、世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区に編成します。できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

居住区は、避難者一人当たり 2 m²を目安に確保するようにし、間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

(9) 避難者の受け入れ

- ① 指定避難所内に受付を設置し、「避難者名簿」(第 2 号様式)を避難者に記入してもらいます。
- ② 在宅避難者には、「在宅避難者名簿」(第 3 号様式)を記入してもらいます。
- ③ 記載された名簿をもとに「避難者台帳」(第 4 号様式)・「在宅避難者台帳」(第 5 号様式)を作成します。
- ④ ペットは、指定された場所以外での飼育を禁止し、「指定避難所ペット登録台帳」(第 6 号様式)に登録した後、所定の場所を伝えます。
- ⑤ 名簿及び台帳については、その取り扱いに注意し、適切に管理します。

(10) 負傷者・要配慮者への対応

避難者に負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性(緊急度)が高い負傷者については、災害対策本部に連絡します。

要配慮者が必要とする食料(食物アレルギー対応食品等)や物資(ストーマ用装具等)のニーズを把握し、災害対策本部に要請します。

(11) 福祉避難所開設の検討

避難者のうち、福祉避難所の対象となる者の人数等を把握し、災害対策本部に報告し、その指示を受けます。

《参考》福祉避難所

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)で、一般の指定避難所では生活に困難をきたす者を受け入れる二次的な避難施設です。施設の被害状況や受け入れの可否を町が確認したうえで、災害対策本部からの要請に応じて開設されます。

(12) 備蓄品の確認

備蓄品（食料・物資）を確認し、備蓄品の配給に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

(13) 災害対策本部への連絡

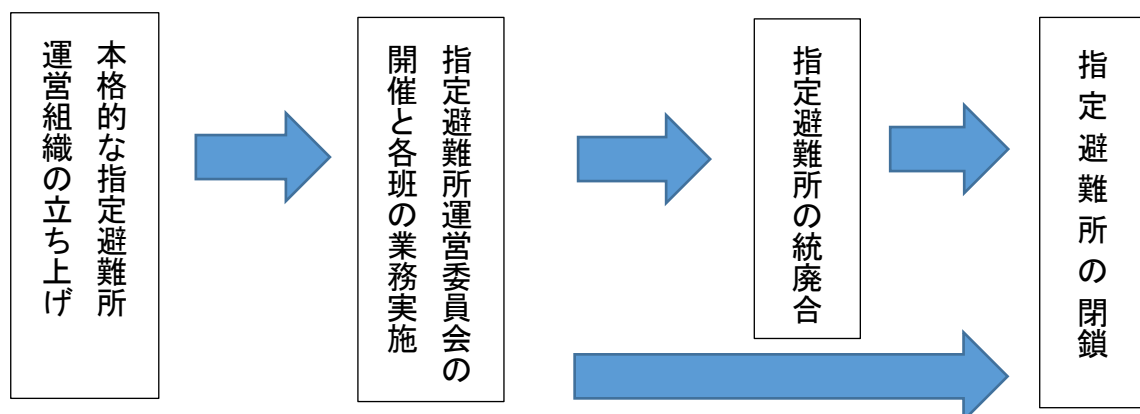
- ① 避難者台帳の整理及び集計を行い、「指定避難所状況報告書」（第7号様式）により災害対策本部へ報告します。
- ② 災害対策本部への連絡は、原則として指定避難所担当職員が行います。指定避難所担当職員の不在や、緊急の場合は、指定避難所準備組織のリーダーが行います。
- ③ 食料・物資が不足する場合は、「指定避難所物資依頼票」（第8号様式）により、災害対策本部へ要請します。
- ④ 搬送された物資については、「指定避難所物資管理台帳」（第9号様式）に記入し、適正に管理します。

(14) 指定避難所における共通ルールの掲示

指定避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、「指定避難所における共通ルール」（第10号様式）を出入口など、目立つ場所に掲示します。

② 展開期（24時間～3週間程度）

【展開期から撤収期に至る指定避難所業務の流れ】



(1) 本格的な指定避難所運営組織（指定避難所運営委員会）の立ち上げ

指定避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な指定避難所運営組織である「指定避難所運営委員会」を設置します。指定避難所運営委員会は、原則として

避難者（住民）が主体となり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。

【班構成の例】

班 名	役 割
総務班	災害対策本部との連絡調整、各班の業務の調整
情報班	災害・生活情報の収集と提供
名簿班	避難者数等の把握、管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料の調達、管理、配給、炊き出し
物資班	物資の要請、管理、配給
衛生班	トイレ、清掃、ゴミ、ペットの対応、生活用水の確保
救護班	避難者の健康管理、負傷者・要配慮者の対応

（２）指定避難所運営委員会における会議の開催

指定避難所運営を円滑に進めるために、指定避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や指定避難所運営を進めます。

【指定避難所運営委員会の議題の例】

- ・ 避難者のニーズ把握
- ・ 必要な物資、器材の洗い出しと不足物の要請
- ・ スペース配分の見直し
- ・ 避難者の健康管理

（３）防犯対策の実施

指定避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

（４）在宅避難者への対策の実施

在宅避難者（指定避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などを行います。

(5) 生活情報の提供

避難者に対し、館内放送や掲示板などを活用し、必要な情報提供に努めます。

【必要とする情報例】

- ・被害、安否情報 ・医療、救護情報 ・余震、気象情報 ・生活物資情報
- ・ライフライン、交通機関の復旧情報 ・生活再建情報

③ 再構成期（3週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

(1) 指定避難所の統廃合

- ① 地域のライフラインが復旧した段階で、できるだけ避難者の要望に沿う形で支援を行い、指定避難所の解消につなげます。
- ② 指定避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の指定避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。
- ③ 校舎を指定避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、指定避難所として使用しているスペースを集約し、他の指定避難所への移動を検討します。

(2) 指定避難所の統廃合に伴う避難者の移動

指定避難所の縮小・統廃合を進める場合は、避難者に対して指定避難所の移動などについて事前に周知し、指定避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

(3) 指定避難所の閉鎖

- ① ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理が終わり、また仮設住宅などの仮住まいが確保されたときは、指定避難所の閉鎖に向けた取り組みを進めます。
- ② 指定避難所の閉鎖が決定した場合は、閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、指定避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。
- ③ 指定避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などと調整の上、資料などを引き継ぎ、指定避難所閉鎖日をもって解散します。